

病児保育室みどりっこの利用基準

利用制限等について

次のいずれかに該当する場合には利用ができません。

- ・水分摂取ができない。
- ・咳や喘息により呼吸困難がある。
- ・その他、看護師が保育困難と判断した場合。

利用できない疾患

麻疹、風疹

疾患別利用基準

	疾患名	集団保育	隔離保育	陰圧室保育
01	溶連菌感染症 熱がある場合		○	
01	溶連菌感染症 24時間解熱が確認できていて、抗生剤の服薬が開始されている時	○		
02	インフルエンザ 発熱から48時間以内			○
02	インフルエンザ 発熱後48時間経過し、24時間解熱していることが確認できた時		○	
02	インフルエンザ 発症後5日経過し、解熱後乳幼児72時間、学童48時間経過	○		
03	ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス胃腸炎		○	
04	RSウイルス感染症		○	
05	百日咳（急性期を除く）			○
06	流行性耳下腺炎（おたふく）			○
07	水痘（水ぼうそう）			○
08	咽頭結膜熱（プール熱）			○
09	流行性角結膜炎（はやり目）			○
10	急性出血性結膜炎			○
11	咽頭アデノウイルス感染症		○	
12	感冒・感冒様症候群	○		
13	咽頭炎	○		
14	扁桃腺炎	○		
15	気管支炎	○		
16	喘息・喘息性気管支炎	○		
17	中耳炎	○		

※水痘感染児に接触した児童の受け入れ基準

- ・水痘の予防接種が未接種の場合は、受け入れできない。
- ・水痘の予防接種済みの場合、感染対策マニュアルに準じ感染期間前（接触日を0日目と数え7日目）までは受け入れる。